

〇〇災害により発生したごみの 〇〇仮置場での受入について

〇〇災害により発生したごみについて、仮置場を開設し受入れを開始いたします。
搬入の際は、分別や場内ルール の順守にご協力をお願いいたします。

◆ 〇〇仮置場で受入れられるごみ

家庭で災害により発生した以下の片付けごみが対象です。

(解体業者による解体ごみなどは受入れできません。)

分別を必ず行ってください。

① 木くず	② 可燃性粗大ごみ (木製家具等)	③ 生活ごみ(繊維・紙・プ ラスチック・ビニール)
④ 金属くず	⑤ コンクリートがら	⑥ 陶器・ガラス等
⑦ 不燃性粗大ごみ (金属製家具・スプリン グマット等)	⑧ 家電4品目(テレビ・冷 蔵庫・洗濯機・エアコ ン)	⑨ 家電製品(家電4品目以 外の家電)
⑩ 畳	⑪ 毛布・布団	⑫ 土砂混じり廃棄物
⑬ 有害廃棄物(農薬・石綿 含有等)	⑭ 廃自動車・農機具等	⑮ 適正処理困難物(バッテ リー・ガスボンベ・消火 器等)

注意事項

- 事業所の廃棄物は事業者の責任において適切に処理してください。
- 冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出し、冷蔵庫のみを持ち込んでください。
- 生ごみなどの通常の家庭ごみや資源物などは仮置場には持ち込まず、普段と同様のルールでごみステーションへ出してください。
- 仮置場では場内ルールや誘導員の指示に従い、ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。
- 持ち込む際は袋などから出し、所定の場所においてください。

◆ 仮置場の概要

開設期間：〇/〇～〇/〇

開設時間：〇時～〇時

場所：〇〇〇〇〇〇〇〇

※開設日・受付時間については
変更することがあります。

(レイアウト図・地図など)